

庁舎等使用貸借契約書

〇〇〇〇〇〇〇（平成 年 月 日契約、以下「業務委託」という。）の実施に当たり、契約書第12条の規定に基づき発注者「
」と受注者「
」との間に次のとおり契約を締結する。

（貸与する庁舎等）

第1条 発注者は、その所有（管理）する別添の庁舎敷及び庁舎の一面（以下「目的物件」という。）を受注者に無償で貸付けることができるものとし、受注者はその引き渡しを受けるものとする。

2 発注者は、必要があると認められるときは、受注者に対する書面による通知により目的物件を変更することができる。

（使用貸借の期間）

第2条 貸借契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（維持管理等）

第3条 受注者は、目的物件を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 受注者は、目的物件を業務委託以外の目的のために使用してはならない。

3 受注者は、故意又は重大な過失により目的物件をき損又は滅失したときは、発注者の指定する期間内に、代品を納め又は原状に復し若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

4 受注者は、目的物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって、発注者の承認を受けなければならない。

（目的物件の返納）

第4条 受注者は、第2条で規定する期間が満了した場合は、目的物件を原状に復し、発注者に返還しなければならない。

（解除等）

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）業務委託の契約が解除されたとき
- （2）受注者がこの契約に違反したとき
- （3）受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれ

かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第へ号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（補足）

第6条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者

受注者

別添 目的物件

物件の所在地及び名称

使用貸借の対象となる現場従業員の控室等があれば、図面を貼付し、場所を特定する。

